公　示　送　達　書

令和8年11月12日

下記の者へ送達すべき書類を、南区役所市民部保険年金課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市南区長　　高木　泉美　印

送達を受けるべき者の氏名	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報	令和8年11月12日　　南保年第455号

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます（高齢者の医療の確保に関する法律第112条）。